



## ながい内科クリニック

# 適切な意思決定支援に関する指針

- 人生の**最終段階**を迎えられた患者・家族等に対し、医師をはじめとする医療・ケアチームが**最善の医療・ケアを提供**するため、患者・家族等に対し**適切な情報提供**と**説明**に基づく**話し合い**を十分に行うことで、患者本人の**意思決定を尊重**した医療・ケアの提供に努めます。
- 人生の最終段階に於ける医療・ケアについて、開始/不開始、内容の変更、中止の**判断**は、**医学的妥当性と適切性**を基に**慎重**に行います。  
また、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、本人・家族等の**精神的・社会的な援助**も含めた総合的な医療・ケアに努めます。
- 患者本人の意思は**変化し得る**ものであり、自らの意思を その都度示し、伝えられるような支援と、患者・家族等との**話し合い場を繰り返し設ける**よう努めます。
- 本人の意思が確認できない場合は、
  - ・ 本人の意思を推定できる家族等が居られる場合は、その**家族等の推定意思を尊重**します。
  - ・ 本人の意思を推定できる家族等が居ない場合は、本人に代わる者として適宜 状態の変化に応じて家族等と話し合い、**本人にとっての最善の方針**をとります。
  - ・ 家族等が居られない場合や、判断を医療・ケアチームに委ねられた場合も、**本人にとって最善の方針**を原則とします。
- 意思決定に際し行った話し合いの内容や方針は**カルテに記載**し、必要に応じて関係者と**情報を共有**します。
- 本人・家族との話し合いの中で、意見がまとまらない場合や、方針に合意が得られない場合は、**外部の専門家を交えた話し合い**の場を設けます。

### (参考資料)

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」